

※受付番号No.

車両系建設機械(解体用) 運転技能講習受講申込書

写真
(3.0×2.5cm)
(6ヶ月以内撮影)
1枚を
添付のこと

フリガナ		性別	生年月日		
氏名		男・女	昭平	年	月 日
住所	(電話 - -)			郵便番号	
				〒 -	
特例の区分 (該当番号を○で囲み、資格はコピーを添付して下さい)	1. 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者に関する特例の受講者	受講料	20,000円	テキスト代	会員 0円
	2. 建設業法施行令第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した者				非会員 1,540円
資格名					
交付番号		交付年月日			
所属事業所	事業所名	電話			
	代表者名	建災防山口県支部加入の有無			
	所在地	〒 -	※資格確認印	会 員	非 会 員

平成 年 月 日
建設業労働災害防止協会山口県支部長 殿

受講案内書記載事項並びに下記の注意事項等を了知の上申し込みます。

申込者
(受講者本人)

印

- (注) 1. 当支部で行う本講習は、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者等裏面に記載した者を対象に行う特例講習です。
 2. この申込書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。誤りのないよう正確(戸籍に記載されている文字)に楷書で記入して下さい。記載事項を訂正する場合は、訂正箇所二重線を引き訂正印を押印すること。(修正液等使用不可)
 なお、記入していただいた氏名、生年月日等は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。
 3. ご本人確認のため、受講申込時、公的書面(自動車運転免許証・パスポート・住民票等)の原本及びその写しを持参下さい。
 4. 遅刻、途中退場、早退等により所定の講習時間を受講しなかった場合は、修了試験を受験できません。
 5. 受講料は、受講日から4営業日前までのキャンセル・欠席は、返却いたしません。
 6. 写真(3.0×2.5cm、6ヶ月以内撮影、顔正面、無背景、帽子やサングラス等の頭や顔を覆うもの不可、裏面に氏名記入)1葉を添付する(貼り付けない)こと。
 7. ※印の欄は記入しないこと。

※試験成績表					※合否の別	※修了証番号	第 号
学科	走行	作業	一般	法令			
実技	走行の操作		作業装置の操作		計	※修了証 交付年月日	平成 年 月 日
※記事欄							

1. 車両系建設機械（解体用）運転技能講習に関する特例

（技能講習規定）

安衛則別表第3の令第20条第12号の業務のうち令別表第7第1号又は第2号に掲げる建設機械の運転の業務の項各号に掲げる者

1. 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した者
2. 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した者（厚生労働大臣が定める者を除く。）
3. 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建設機械運転科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者
4. その他厚生労働大臣が定める者

2. 講習科目と講習時間

講習科目	範囲	講習時間
作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	車両系建設機械（解体用）の種類及び用途 作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取扱いの方法 車両系建設機械（解体用）による一般的作業方法	2時間
運転に必要な一般的事項に関する知識	車両系建設機械（解体用）の運転に必要な力学 コンクリート造の工作物等の種類及び構造 土木施工の方法	30分
関係法令	労働安全衛生法、令及び安衛則中の関係条項	30分
作業のための装置の操作	基本操作 定められた方法による基本施工及び応用施工	2時間

資格証の写しを添付

○技能講習修了証

○建設機械施工技術検定合格証